

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

男女共同参画に関する施策は多岐にわたるため、庁内関係部局からなる長久手市男女共同参画推進部会（仮）を設置し、庁内の男女共同参画に関する意識改革や資質の向上に向けた取組を行うとともに、男女共同参画基本計画（DV防止基本計画を含む）の進捗確認を行います。また、長久手市男女共同参画審議会において、定期的に取り組内容の進捗状況確認や検証を行い、市の施策の推進を図ります。

2 市と企業・各種団体等との協働と連携

市と市民、学校、企業、団体などが互いの自立性を尊重し、それぞれの得意分野や特徴を活かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現をめざします。

■推進体制イメージ

